

## 瑞穂市清流長良川100kmウォーク大会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「瑞穂市清流長良川100kmウォーク（以下「本大会」という。）」を開催するに当たり、大会を円滑に、かつ安全に開催することを目的に定めるものとする。

### (大会趣旨)

第2条 岐阜が誇る清流長良川沿いを歩く本大会を通して、大会参加者（出場者・ボランティア）、関係企業・団体、自治体などの多様な主体がSDGsの理念を共有し、豊かな自然を次世代に引き継いでいく取組みにつなげる。

2 イベントに関わる多様な主体の「繋がり」を大切にし、共に支え合い協力し「絆」を生み出す。

3 一歩一歩全力で歩く中で自分自身を見つめ直し、「感謝」「感動」を大切に、生きていく中の人生の糧にする（速さを競うのではなく、また必ずしも完歩を目指すのではなく、体力・気力の限界に挑戦し、「それぞれの何か」を感じて、今後、生きていく中での「自信」に変える）。

### (運営)

第3条 運営は「瑞穂市清流長良川100kmウォーク事務局（以下、「事務局」という。）」が行う。運営に関する組織体制などについては、別に定める。

### (大会概要)

第4条 本大会の概要は以下に掲げるものとする。

(1) 開催日 令和4年10月15日（土）、16日（日）

(2) 開催地 郡上市、美濃市、関市、岐阜市、瑞穂市

(3) 種目（歩行距離） 100kmコース、30kmコース

(4) コース 別添地図による

(5) 募集人員 100kmコース：40名（内、瑞穂市民枠25名）、30kmコース：40組（内、瑞穂市民枠25組）（1組2名まで）（※各コースとも応募多数の場合は抽選）

(6) 参加費 100kmコース：10,000円、30kmコース：5,000円（1組2名参加の場合は10,000円）

※未成年者は30kmコースのみの参加とする（未成年者とは民法第4条による17歳以下の者をいう。）

(7) 集合場所 瑞穂市役所 穂積庁舎 正面玄関（瑞穂市別府1288番地）

(8) 受付時間 （受付完了後バスにてスタート地点まで移動）

100kmコース：10月15日（土）午前6：30から午前7：30

30kmコース：10月16日（日）午前5：30から午前6：30

(9) スタート地点

100kmコース：ひるがの分水嶺公園（郡上市高鷲町ひるがの4701）

30kmコース：道の駅 美濃にわか茶屋（美濃市曾代2007）

(10) スタート時間

100kmコース：10月15日（土）午前10：00

30kmコース：10月16日（日）午前8：00

(11) ゴール地点

JR東海道本線 穂積駅（瑞穂市別府370番地）

(12) 制限時間

100kmコース：27時間

但し、下記の各地点を所定時間内に通過すること。

① 郡上市 大和振興事務所（約30km地点）午後6：00

② 郡上市 美並振興事務所（約54km地点）翌日午前0：00

③ 道の駅 美濃にわか茶屋（約71km地点）翌日午前5：00

④ 鵜飼観覧船待合所（約94km地点）翌日午前11：00

30kmコース：9時間

但し、下記の地点を所定時間内に通過すること。

鵜飼観覧船待合所（約24km地点）午後2：00

（参加資格）

第5条 本大会は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、参加することが出来る。

(1) 本大会趣旨に賛同できること

(2) 大会規則及び公衆道徳を守れること

(3) 参加に関する誓約書を提出できること

2 未成年者は、前項のほか、保護者の同意が無ければ参加することが出来ない。また、中学生以下は保護者と2名1組での参加を必須とし、棄権する場合も組単位とする。

(募集要項)

第6条 本大会開催に関し、参加に関する募集及び申込みに関して必要な事項は、別に定める。

(大会規則)

第7条 本大会の大会規則、禁止事項及び注意事項等の必要な事項は、別に定める。

(安全の確保)

第8条 事務局は、本大会を円滑かつ安全に開催するため、以下に掲げる安全管理措置をとるものとする。

(1) 参加者及び運営関係者全員に賠償責任保険及び国内旅行傷害保険加入手続きをし、万が一の事故等の補償に備える。

(2) 支援車両を配置し、声掛による事故の予防、リタイヤ者の送迎及び緊急対応をする。

(3) 夜間歩行の安全確保のため、点灯器具の所持及び使用を義務化し、その他交通安全用品を配布する。

(4) コースの離脱防止のため、コースマップの作成及び配布、パトロールを配置する。

(5) その他本大会の開催に関し安全確保のために必要な措置をとる。

(保険)

第9条 保険に関しては、以下によるものとする。

(1) 本大会に関する万が一の事故等の補償に限定し、契約保険以外の補償はしない。

(2) 当日の体調不良は補償の対象外となるため、事前に医師の診断を推奨する。

(3) 保険加入の為、締め切り後の参加、参加者の入れ替え、当日の参加は不可とする。

(時間計測)

第10条 第4条（12）における制限時間の判定のため、歩行時間を計測する。

2 競技ではないため、あくまでも参考時間とする。

（本大会の中止及び延期）

第11条 本大会の中止及び延期に関しては、次による。

（1）地震、台風、大雨、事故等で大会の開催又は続行が危険と判断された時は、中止とする。

（2）本大会の開催前に中止となった場合、延期せず、参加費の返金を行う。

（リタイヤ・失格事項）

第12条 以下の事項に該当する場合、参加者は失格とし、その後の歩行を禁止する。

（1）第4条（12）に規定する地点において、制限時間内に通過できなかった者

（2）第7条に規定する大会規則を遵守せず、悪質と判断された者

（3）道路交通法及び一般的な公衆道徳を遵守せず、迷惑行為や危険行為が悪質と判断された者

（4）その他事務局及び交通誘導員が、危険かつ悪質と判断した場合

（後援）

第13条 本大会開催にあたり、関係機関へ後援を要請し、大会の充実を図る。

（映像権及び肖像権）

第14条 本大会に関する映像権及び肖像権ほかは事務局に帰属する。

2 参加者は写真・映像等を市の広報紙やホームページ等に該当者の承諾の有無に関係無く使用する事を了承するものとする。

（個人情報保護に関する基本方針）

第15条 事務局は、以下に該当する場合を除き、参加者本人の許可なく第三者に個人情報を開示しない。

（1）市の広報紙やホームページ等に本大会の成果や個人名、写真等を掲載する場合

（2）新聞等に掲載する場合

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。